

随意契約によることとした理由

1 業務名

広島地下街開発㈱及び広島駅南口開発㈱の経営改革プラン策定支援業務

2 業務概要

本市の都心の東西の核における中核的な商業施設である「紙屋町シャレオ」及び「エールエールA館」を運営する広島地下街開発㈱及び広島駅南口開発㈱について、両社がこれまで以上に機動的な事業運営を行っていきけるよう、組織再編を含めた経営改革に取り組むこととしており、その実施に向けた具体的な手法等を盛り込んだ経営改革プランの策定に係る支援を行うもの。

3 契約の相手方

(1) 所在地

東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号

(2) 商号又は名称

ボストン・コンサルティング・グループ合同会社

4 随意契約の根拠規定

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 随意契約によることとした理由

本業務の履行に当たっては、企業の組織再編を含む経営改革や、第三セクターへの公的支援など多方面にわたる専門性・ノウハウが求められることから、事業者の選定に際しては、業務の履行能力等を評価し、最も適した者を選定できる公募型プロポーザル方式を採用した。

公募の結果、3者から提案があり、「広島地下街開発㈱及び広島駅南口開発㈱の経営改革プラン策定支援業務プロポーザル審査委員会」において審査を行ったところ、当該事業者を受託候補者として特定したことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、同事業者と随意契約を行うものである。